

## 第 26 回宮崎海岸侵食対策検討委員会 議事概要

令和 8 年 3 月 24(火) 14:00～16:15

### 1. 宮崎海岸侵食対策の検討体制・手順

### 2. 第 25 回委員会の振り返り

### 3. 第 25 回委員会以降の会議等の報告

事務局：(資料 26-I 1.、2.、3.を説明)

コーディネータ：資料 26-I p.9 のとおり、前回委員会以降、市民談義所を 5 回開催しており、市民と密なコミュニケーションを取っている。これは、宮崎海岸の 3 つの対策のうちの一つである突堤の延伸が短期的には難しい中で、ここ数年で次善の策を検討しつつ、さらに並行して対策も進めていく大きな変換点であるためである。

第 58 回市民談義所では、宮崎海岸の制約条件はあまり考えず、どういった工法・対策が取りうるのかについて、全国または海外の事例を共有して意見交換を行った。参加者からは、新たな対策の検討を進めつつも当初計画の突堤の延伸についても諦めず、市民としても知恵を絞りたいとの意思が示された。また、目の前の侵食対策をどうするかだけでなく、宮崎海岸を価値ある場所としてどのように活用していくかについても意見が出た。

第 59 回市民談義所では、突堤整備の進め方について、市民から 1 基目の小突堤の効果を見てから、2 基目の突堤整備のステップに進んでほしいという意見が出た。また、住吉エリアの目標についてどのように考えるかの議論では、これまで市民談義所で共有してきた「宮崎海岸の基本方針」に反するような、離岸堤や垂直護岸といった構造物によって対策することはしてほしくないという意見が出た。この回では、中学生による宮崎海岸に関するプレゼンテーションもあり、将来の宮崎海岸を担うような世代の参加があったことも特徴であった。

第 60 回市民談義所では、宮崎海岸をとりまく制度的・技術的などさまざまな制約条件について改めて共有して議論した。動物園東～大炊田エリアと、住吉エリアでは対策の考え方が異なることを確認した。自然の砂浜が広がる景観を保全したいという思いから、拙速に構造物を入れるべきではないという意見が市民から出された。

第 61 回市民談義所では、この前に開催された第 18 回技術分科会での議論を丁寧に事業主体から報告する会であった。市民からは、市民意見が技術分科会での議論にどのように反映されているのか分からないという意見が出た。ひとつひとつの意見に回答という形で技術分科会に示しているわけではないが、コーディネータが意見の背後にある市民の思いも含めて報告

していることを確認した。なお、この回には村上分科会長も参加されており、目の前の対策だけでなく、気候変動や県への移管後など先のことも考えた対策が必要だという発言をいただいた。

第 62 回市民談義所では、第 19 回技術分科会・第 13 回効果検証分科会の報告を行った。この回でも、市民の声が十分に反映されていると体感できないのもどかしさが市民からは感じられていた。効果が見えるまでに時間がかかる事業でもあるので、継続的に市民が事業をウォッチして、市民談義所での発言を続けていただきたいということをお願いした。さらに、防護機能を確保するという事業の目的は理解するけれども、それだけでなく生態系や景観・利用も大切なものとして考えていく必要があるということを共有した。市民連携コーディネータからもそういった場をつくるよう事業主体に働きかけていくと伝えた。

コーディネータ：この 1 年間は、大きな変わり目の一年間だったと思う。令和 7 年度当初は、これまで市民談義所参加者からの理解を得られていたのと異なる方向の対策について議論しなければならなかったので丁寧に進めてきたところである。小突堤を進めていくことの考え方、シビアな状況である住吉エリアについてどのように考えていくかについて意見交換を行っている。市民談義所も 62 回を重ねているが、参加者は非常に熱心でポジティブに宮崎海岸の未来を考えているということを改めて感じた。こういった思いを受け取り、今後も市民談義所で丁寧に議論をしていきたいと考えている。

委員：特になし

#### 4. 技術分科会への付託事項の検討結果

事務局：(資料 26-I 4. を説明)

委員：資料 26-I p. 7 の見直し計画のうち、3 基目の小突堤が示されている。現時点では具体的な検討が進められているわけではないと理解しているが、石崎川河口の左岸側に配置されている図になっている。石崎川の河口には入り江が存在し、資源供給源、産卵場所として生態系の観点から非常に重要な場所である可能性がある。3 基目の小突堤の配置については、石崎川河口域への影響について考慮して検討していただきたい。

委員：今後具体的な検討を進める中で配慮していただきたい。

委員：1 基目の小突堤についてはすでに具体化しており、2 基目の小突堤についても技術分科会で検討して自然の砂浜の残る区間を小突堤で挟み込んででき

るだけ砂浜を残す対策を取る方針を示している。

住吉エリアについても検討を進めており、検討のスタート案から感度分析的にシミュレーションを実施しているが、まだ具体的な対策についての検討は進んでいない。特に住吉エリアは難しい環境であるが、防護水準をしっかり担保した上で環境・利用に配慮した対策を検討する必要がある。委員のご意見がないということなので、技術分科会の議論をふまえたこの内容で検討を進めていただきたいと考える。

委員：(異議なし)

#### 5. 効果検証分科会への付託事項の検討結果

事務局：(資料 26-I 5. を説明)

委員：資料 26-I p. 58 の効果検証の指標の「見直し方針(案)」で「新規に設定」とされているものについては、令和 8 年度の調査計画に反映されているのか。p. 62 以降の調査計画は、令和 7 年度以前と同じ地点で調査を実施と記載されているところが多いため気になった。

事務局：前段で説明したとおり、侵食対策計画が見直し中の段階であるため、令和 7 年度時点で確定している対策の関連について新規の指標として設定しているものであり、今後も対策の検討状況に応じて具体的に効果検証の内容を見直していくものである。よって、令和 8 年度時点では令和 7 年度時点と調査内容はほとんど変わらないものとしている。

委員：特に委員からの意見がないということなので、事業主体の示した調査計画案が了承されということで進めていただきたい。

委員：(異議なし)

#### 6. 今後の侵食対策の検討

事務局：(資料 26-I 6. を説明)

委員：資料 26-I p. 77 の図の一番右列は、「令和 8 年度」ではなく「令和 8 年度以降」を示されていることに注意していただきたい。令和 8 年度に記載内容がすべて終わるということではない。

委員：資料 26-II p. 77 の住吉エリアの対策について、令和 8 年度以降に「対策の実施」と示されているが、養浜については計画策定の前に先行して実施してい

くことは可能なのか。

事務局：住吉エリアへの養浜は現在も継続して実施しており、今後も計画策定前の段階でも実施していくことを考えている。

委員：スケジュール感について確認したい。資料 26-II p. 34、p. 77 に示されているように、全体計画の策定は令和 8 年度中に完了したいという事務局の意向ということで良いのか。

事務局：令和 8 年度中に全体計画を策定したいというものである。ただし、あくまで目標である。時期を限定しすぎず、丁寧に市民談義所の意見も聞きながら進めていく。

事務局：なお、「2 基目の対策の実施」について「(R8～)」と記載しているのは、令和 8 年度に工事着手することを約束するものではなく、予算に応じて令和 8 年度以降に工事着手することを示したものである。

委員：令和 8 年度中に完了を目指す全体計画の策定の中には石崎川河口周辺に予定されている 3 基目の小突堤の計画についても含まれるのか。前段で指摘のあった 3 基目の小突堤についての個別の配慮事項をふまえて計画を立案するには時間を要するのではないのか。

事務局：対策の大まかなメニューおよび配置計画について、全体計画として整理したいと考えている。先ほど委員から指摘のあった 3 基目の小突堤の石崎川河口への影響に配慮した配置等については全体計画策定以降に詳細な検討を実施していくことを考えている。

### ■委員会のとりまとめ

本日の委員会のとりまとめ（案）を事業主体から示し、確認した。

委員：とりまとめ（案）のうち、③について、「関係者から理解が得られる望ましい浜幅について事務局で調整し、検討していく」というのは具体的にはどのような意味なのか。市民・利用者、技術分科会委員のすべての関係者に意見を聞いて事務局で調整するのか、それとも事務局案として整理したものを技術分科会・委員会で検討するという形かどちらか。

事務局：宮崎海岸トライアングルをしっかりと回して海岸保全の方向性を見出していくという意味で記載している。

委員：とりまとめ（案）①の当初の目標浜幅の達成が見込めない中で保全の方向性を検討していくという内容と関係する部分かと考える。当初の「浜幅 50m」という目標は無くすのではなく、本来目指すべき浜幅として残したいというのが第 24 回の委員会での議論の結果であった。浜幅 50m は、越波対策と

して必要な浜幅であるので、現状でそれに不足する部分を、どこまで頑張っ  
て砂浜の保全で対応するのか、護岸の高さを上げるなど別の方法で対応す  
るのか、組み合わせを考えていかなければならないというのが、③の意図で  
あると考える。「望ましい浜幅について事務局で調整し、検討していく」と  
いうのは非常に難しく、「防護対策について検討していく」という表現が適  
切ではないかと考える。

委員：宮崎海岸トライアングルの中で検討していくというのは、ほかの項目も含め  
てすべてに当てはまると考える。住吉エリアは特に条件が厳しい中で、適切  
な防護対策に対して調整をしたうえで、委員会等で検討するという意図か  
と考えた。今の委員指摘に対応した修正案で異論はない。

事務局：委員のご指摘のとおりで、事務局としても書き方を悩んだ部分である。事務  
局のほうで、対策の前提となる条件を提示して、それに基づき技術分科会で  
議論していただくという流れになると考えている。

委員：「目標浜幅の確保」と「目標浜幅の達成」が混在している。説明資料の表現  
も踏まえてそろえたほうが良いのではないかと考える。

委員：事務局として使い分けているのでなければ、統一するのが望ましいと考える。

事務局：特に使い分けているものではない。資料 26- I p. 35 の検討フローで「達成」  
という言葉を使っているため、「達成」で統一したい。

宮崎海岸侵食対策検討委員会 第26回委員会の議事のまとめ 国土交通省・宮崎県 令和8年3月24日
<b>①検討の進め方</b> ・動物園東エリア以北は、小突堤追加3基と養浜で目標浜幅の達成が見込めるため、対策の検討と実施を進めていく ・住吉エリアは、小突堤追加4基と養浜では目標浜幅の達成が見込めないため、海岸保全の方向性を検討し、侵食対策を再検討する
<b>②動物園東エリア以北の対策</b> ・1基目および2基目の小突堤は、提案した構造、景観への配慮を踏まえて対策を実施する。なお、小突堤周辺で急激な侵食が生じる可能性があるため、養浜を適切な場所に継続的に実施する ・初期・維持養浜の配置や量の確保および動物園東エリア以北の3基目の小突堤等は、石崎浜の保全も含め、全体計画として今後検討を進めていく
<b>③住吉エリアの海岸保全の方向性</b> ・小突堤と養浜により期待される浜幅を踏まえ、可能な限り関係者から理解が得られる望ましい防護対策を検討していく
<b>④効果検証の見直し</b> ・見直した効果検証の体系に従って、令和8年度以降に試行評価を行う ・令和8年度の調査計画の了承を得たため、これに従って調査を実施する

※赤字は会議時に修正した箇所

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む